

公 募

下記のとおり東海農政局が災害及び突発事故発生時に実施する災害状況調査業務の契約候補者への登録を希望する者を公募します。

記

第1 目的

本公募は、国営土地改良事業により造成された農業用施設（以下「国営造成施設」という。）及び調査要請のあった農地・農業用施設（農地については、地震、地すべりに限る。）に対して大規模な災害が発生し又は、災害が発生するおそれがある場合及び突発事故が発生した場合において、被害の拡大や二次災害の発生を未然に防止するため、地山の変状等を継続的に監視する等の災害状況調査業務について、契約候補者を予め選定しておくことにより、災害発生時に契約を迅速に締結するための体制整備を図るものである。

第2 業務内容等

- 1 業務名 令和5年度東海農政局災害状況調査業務
- 2 業務内容

国営造成施設及び要請のあった農業用施設に対して大規模な災害が発生し又は、災害が発生するおそれがある場合及び突発事故が発生した場合において、被害の拡大や二次災害の発生を未然に防止するため、地山の変状等を継続的に監視する等の災害状況調査を実施する。

第3 応募資格

次に掲げる1から7の全ての条件を満たしていること。

- 1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 2 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- 3 東海農政局における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請の定期受付において令和5年1月13日までに申請を行い受理されている者であること。ただし、契約候補者への登録は令和5年4月1日時点で東海農政局における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「測量・建設コンサルタント等」（A等級からC等級）に認定を受けていること。
ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東海農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。
- 4 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、上記3の再確認を受けた者を除く。
- 5 次に掲げる(1)及び(2)に適合する者とする。

- (1) 災害状況調査業務に関する同種業務の実績を有し、かつ業務目的の達成に必要な組織及び人員を有している者。
- (2) 東海農政局管内に本店、支店又は営業所を有し、次表に示す地域で緊急的な災害状況調査の対応が可能であり、契約締結後、直ちに現地に入り作業が可能なこと。なお、対応可能な範囲内で複数の地域を選定できる。

表 「災害状況調査業務対応可能地域」

岐阜県全域	愛知県全域	三重県全域
-------	-------	-------

- 6 東海農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けていないこと。
- 7 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

第4 応募手続等

1 応募要領の交付期間及び場所

- (1) 期 間 令和5年2月2日（木）から令和5年3月1日（水）まで
- (2) 場 所 東海農政局ホームページ
<https://www.maff.go.jp/tokai/supply/nnzigyo/index.html>

2 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

- (1) 提出方法 本業務に係る契約候補者への登録を希望する者は、応募要領に基づき参加表明書を作成し、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。
- (2) 提出先 第5の「応募・照会等窓口」に同じ
- (3) 提出期間 令和5年2月2日（木）から令和5年3月1日（水）まで

第5 応募・照会等窓口

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2
東海農政局 農村振興部 防災課 課長補佐、災害査定官及び
防災情報係員
T E L 052-223-4640
M a i l tokaibousaika@maff.go.jp

令和5年2月2日

支出負担行為担当官
東海農政局長 小林 勝利